

## 議事要旨(5) 実務対応専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、実務対応専門委員会における「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引」の検討状況の概略について説明があり、また、西村専門研究員より、説明資料[審議事項(5)]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見があった。

持株会に自社の株式を譲渡する取引の処理について、他の基準等との整合性から案1を採用しているが、総額法を前提とすると案2もあり得ると感じている。受給権を付与された従業員に自社の株式を交付する取引の処理についても、案1を前提とすれば案Aがすっきりするが、自己株式を処分した後の株価の動きがポイントに関する負債の評価に反映されないことが合理的なのかと感じる。また、多様なスキームにおいてこの考え方で対応できるのか等について専門委員会で引き続き検討いただきたい。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは次のコメントがあった。

総額法については、ほとんどの企業で採用されているという実務があり、また信託の借入金をオンバランスすべきではないかという考え方から採用している。一方、自己株式については、資本の包括的な会計基準が無い中で、自己株式の会計基準は会社法に整合させており、その観点から案1を採用している。その結果生じる違和感は理解しているが、その解決のためには会計基準レベルでの根本的な検討が必要となると考えており、本取引の会計処理の検討は実務上のばらつきの解消を目的としているため、現行の会計基準や実務の範囲内で採り得る最も合理的な会計処理の検討を進めている。
- ある委員より、次の意見があった。

会社法との親和性等を考慮すると案1を採用することについては賛成である。ただし、総額法の会計処理にあたって、信託財産の剰余は従業員に帰属するとしているので、信託から持株会へ自社株式を売却した売却損益だけでなく、自社株式の追加取得にも充当される受取配当金や借入金の支払利息も「預り金」に含まれると考えられる。総額法で受け入れた結果として、借入金としてオンバランスされる一方で支払利息は計上されないとなると違和感を感じるので、会計処理と表示が整合するように検討していただきたい。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは、次のコメントがあった。

信託損益のどの部分が受益者に帰属するかは契約により異なり、検討においては、全ての信託損益が受益者に帰属する前提としている。その前提の下では、借入金利息が

企業の損益とならないことは、信託契約の実態を反映するものと考えられるが、その点も踏まえて検討する旨の回答があった。

最後に、西川委員長より、今後の実務対応専門委員会での議論をうけて引き続き検討いただきたい旨のコメントがあった。

以 上